

# 厚生常任委員会

平成13年12月12日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎喜多 郁子           ○里川 宜志子  
西谷 剛周           木田 守彦       小野議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	浦口 隆
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	川端 伸和
同課長補佐	西川 肇		
住民課長	阪野 輝男	同 係 長	清水 昭雄

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子       同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

（里川副委員長紹介）

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ あいさつ ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、里川委員、西谷委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、12月議会付託議案についてであります、

まず、議案第33号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます

健康推進 （議案書朗読、要旨により説明）

課長 平成13年度において、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律(平成13年法律第8号)が平成13年3月30日に公布されたことにより、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間の商品先物取引に係る所得は申告分離課税とされることになったため、当条例の付則の一部を改正し、平成14年4月1日から施行するものであります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第33号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。なお、12月10日付で町長から議長宛に本案の条例の要旨につき一部訂正の請求が提出されました。参考に皆さんに配布しております。訂正の請求については本会議最終日にその手続きをお取りいただくこととなりますが、当委員会は訂正の請求があったものとして審査をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。また、本件に関連しまして、各課報告事項の(4)斑鳩町訪問看護ステーション設置条例施行規則を廃止する規則についても併せて説明をお願いいたします。

健康推進

(議案書朗読、要旨により説明)

課長

生涯福祉の一環として、平成9年6月から斑鳩町訪問看護ステーションを設置し、在宅医療を推進してまいりました。また、広域行政を推進する中、平成11年8月1日に、三室休日応急診療所において、みむろ訪問看護ステーションが開設され、2年数ヶ月にわたり、この2個所において在宅福祉の向上に努めてきたところであります。現在では、みむろ訪問看護ステーションの訪問看護事業も充実してまいりましたので、みむろ訪問看護ステーションに利用者を移行し、平成14年3月31日付けで、斑鳩町訪問看護ステーションを廃止するものであります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 前回の委員会でも説明の方はしていただいているんですが、実は、この数字明らかにしてくれということで、私の方もお願いして今日出していただいているんですけど、31名の契約者数、斑鳩町の訪問看護ステーションではあるということで、今後この方たちを移行していくということで担当の方から説明があったんですけども、全体的な数字からみるとかなり町によって数字に差があると思うんですね、だから、医療関係の方からの訪問看護っていうのもあるんだろうなというのは思うんですけど、斑鳩町には町独自の訪問看護ステーションがあったから住民の方のご利用が多かったのかなというふうに私自身もこの表を見まして思っているところなんですけれども、斑鳩町では職員も常勤3名おいていただいて、事業やっていただいていたんですが、三室の方ですね、斑鳩町のこの契約者の方が三室訪問看護ステーションの方に移行されたのち、職員の状況を見ますと、常勤が1、非常勤が6ということでここであげていただいているんですけども、この辺の職員の体制なんかについて私もちょっと心配をするところなんですけれども、それはどんなふうになっていくのか、ただこの31人がみんなみんな移るわけではないというふうに思うところなんですけれども、斑鳩町ではこれまで常勤3でやってきたけどこっこの三室訪問看護ステーションは職員の体制が1と6でやっているとこのことの中では少し心配をするところなんですけど、担当としての今後の動向についてちょっと説明をお願いしたいなと思います。

健康推進課長 13年度10月現在で三室訪問看護ステーションにつきましては69名を受け入れておりまして、常勤1名と非常勤6名で対応していただいているところでございます。14年度におきましては、三室訪問看護ステーションの方では、今の考え方といたしましては、常勤2名、非常勤11名というような体制の整備を考えていただいているというふうにお伺いしているところでございます。

里川委員　　そういうふうに増員をしていただくということは、非常にありがたい事だと思っております。先ほど町によっては人数に差があると言っていたんですが、医療機関との関係だろうと私も思っているところなんけれども、斑鳩町の場合だったら、この31人については担当の方はどういうふうな予想をたてておられるのかな、と思っております。どの程度三室の方へ移行されるであろうと予測できるのか、極端に多い、少ないあるのは医療の関係というふうに思っていますので。

それと先日から委員会の中でも看護婦の方、斑鳩町の常勤の方ですね、この方たちを色々な今後の健康対策などの施策に主事していただくというふうなご説明もあつたんですが、今現在でこの看護婦さんの力を発揮できる何か事業というものを考えておられるのであれば、それもあわせて教えていただきたいというふうに思います。

健康推進課長　　現在、斑鳩町の訪問看護ステーションを利用していただいている方は31名ということでございます。その方達につきまして年明けからケアマネージャーとわたしどもの健康の対策といたしまして本人の希望を伺ったり移行に関しての不安等を解消するための訪問をさせていただこうというふうに考えております。たとえば現在のところ、そういう本人の希望を聞いてということでございますので、何人が三室へ行かれるかということにつきましては把握しておりません。わたしどもの常勤の3名の職員の今後の保健事業の対応でございますが、まず保健事業といたしましては、地域また職域を問わず29000人の町民が全てが健康になっていただければならないということを考える中で、保健事業の充実と、またいろいろ省令に基づいた国保事業なりのいろんな健康につての出前講座の希望もある中で、地域に出向いて行って、みなさんが健康に従事していただくような動機付けが大事ではないだろうかということで、13年度からそういった事業について、訪問指導の充実を図りながら健康に対するみなさま方の意識を高めていただくということで取り組んでおります。そういったことの充実がまず必要だということで、それが後々の医療費の減になりますので、

保健事業と医療の連携を図る中で、無駄な医療費をできるだけ削減していきたいというように考えておりますので、このような事業になってくるかと考えています。

里川委員 私自身も常々、介護保険がスタートしてからなおさら思うようになったのは地域ケアの問題なんです。人口2万9千の当町の中ではやはり地域ケアという事に関して結構きめ細かく取り組めるのではないかなというふうに考えておりますのでこのところ、今担当課長が言われたように町民のみなさんの健康ということに留意していただいて、地域ケアという捉え方で今後より一層の努力をしていっていただきたいとお願ひしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として訂正の請求を含めて原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第35号、斑鳩町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、斑鳩町訪問看護ステーション設置条例施行規則を廃止する規則についても了承することといたします。

次に、議案第39号、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進  
課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 先日から、出産育児一時金の件に関しましてはいろいろお尋ねもしてきた経過があるんですけども、当町では出生証明書を持ってきていただいたら即日交付ができるというふうなことから、あえて、橿原市や奈良市、高田市、こういった所が受領委任払いに関する要綱などを作ってやっているということなんですけれども、あえて当町としては要綱を作ってそこまでしないというような説明であったかと思うんですけど、私ちょっと分かりにくいので、参考までに教えてほしいんですが、即日交付ができるというのは事務的に言えばどのような流れの中で即日交付ができるのかというのが、自分自身が分からないものでその辺の流れの説明お願いできたらなと思います。

健康推進課長 この件につきましては、会計規則を改正していただきまして、出産一時金につきましても資金前渡の事務処理を行う中で事前に会計収入役宛に出産一時金の30万円、1件分でございますが出金をしていただきまして会計の金庫でお預かりいただいているということで、窓口で即日交付の依頼がありましたら、会計室に伺いまして受領いたしまして、それを交付するということです。それで1件対応しましたので、また次のために前途資金を必ず1名分をプールするという形で即日交付というときに対応させていただいております。

里川委員 今ちょっと気になったんですけど、必ず1名分ということは、もしかして2名来られたらどんな処置をとられるんですか。

健康推進課長 3時までであれば即日会計の方をお願いして交付できるようにもお願いしている中で、それ以外の時間になりましての対応ということになりましては、ちょっとそこまでは想定しておりませんが、複数との要求があった場合でも対応できる態勢は留めさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

里川委員　そして、出生届を持ってくるということは、退院までにご本人が来られない状況の中では、代理人というのは町としてはどういうふうにお考えになってますか。

健康推進課長　当然、所帯主が請求される事になっておりますので、所帯主宛に送付するということでございますので、本来所帯主の確認ということになろうかと思うんですが、家族の方で来られました場合につきましてもやはり、所帯主での請求という解釈をいたしまして、事務処理を進めるということで窓口対応をさせていただいております。

委員長　これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長　異議なしと認めます。よって議案第39号、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長　（議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長　説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第40号、平成13年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第42号、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議ないとき )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 この件につきましては、前回の委員会でも説明させていただいております。また一般質問の中でもご答弁させていただいておりますが、現在検討委員会でご審議をさせていただくにあたりましての調査等を進めさせていただいているというところでございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 検討委員会を設置するための準備を進めてということは、まだ検討委員会は開かれてないという解釈でいいですか。

福祉課長 検討委員会を開かせていただくにつきましては、資料等の作成にも時間がかかりますので、その中で十分ご審議していただく、また検討委員会を開いていただくという内容のものに持っていくための資料等を収集させていただくということで、現在まだ検討委員会は開かれておりませんので、よろしく願いいたします。

西谷委員 それでは、検討委員会が開かれていない、町としては大枠の方針みたいなものが必要ではないかと思うんですが、そこで私は福祉会館の整備については、当然交通の便とかを考えます時にやっぱり斑鳩町の中央あたりで、基本としてはいかるがパークウェイと法隆寺線の都市計画道路の沿線で計画すべきではないかと思うんですが、町の諸施設について今までは町が提案したことを議会で承認という形でしていただんですけど、計画の段階から委員会としてこういう方向で施設に対して一定の委員会として方向を示してはどうかと思うので、委員長としてみなさんに諮っていただけますか。

委員長 今、西谷委員から総合福祉会館の設置について、町理事者のほうでは検討委員会をこれから発足をさせて審議をしていって、その内容をもって当委員会の同意を得たいというような意向でございますが、西

谷委員のほうでは、その検討委員会にお願いをできるような委員会の意向というものが反映されるような方法採れないかということですが、委員のみなさまのご意見を賜りたいと思います。

里川委員 前回、町のほうが大枠で提案してきたことにつきまして、やっぱり各議員さん、また委員会の委員さんみなさんの中でかなり論議が深まってそしてそれではダメだというようなことで白紙に戻したという経過がある中では、またそういうことになったら困るということも私自身も感じますので、やっぱり委員会として十分論議を深めて町への希望、こういうふうにしていただきたいというものを示せたら、そしてその示したものについて町のほうがどう答弁してくれるのかということもあるのですが、せっかく検討委員会開いていただいてもまた繰り返しになっても困るというふうには私自身も感じます。それともう一つ、この整備検討委員会については、委員構成については12名というふうに書かれているだけで、どういった構成になるかというのが私自身もつかめてないので、その構成についてどんなふうになら考えておられるのか。それと検討委員会をどういう時期に始めていこうというふうに考えておられるのかもあわせて尋ねておきたいと思います。

町長 今、里川委員の発言、私は何も白紙にしたとかそんなことではなく、木田委員もこの場所は当然こういうことも考えなければならないということですが、ただ、出たのは4000㎡でいいのか、あるいは借地でいいのかという問題で、また委員の中には当然里川委員も萬里川委員も検討委員会に入っておられたのですから、その辺のことをまた注意していかなければ、またこういうことになって行かざるを得ないことですから、だから今担当の職員が申し上げたように、西谷委員もおっしゃられたようにやっぱり候補地を3つか4つ出してですね、ある程度そういうことをしていかなかったら、当然そこが一番最善であっても用地買収ができなかったら当然できない話ですから、そこらを十二分に考えないといけない。やはり検討委員会というのは

1つの基本があるのですから、今後検討委員会を開くとしたら今後候補地を3つ、4つ条件的なものを出していただいて、議員からも条件を出してもらって、全てみなさま方が安心でき、そしてある程度そういう土地が確保できるということも一つの条件ですからそこらを十分慎重にかからなかったら、ただこうして意見としてまとめていくのは大変なことです。そこらを十分慎重にやってまいりたい。

里川委員 今、整備検討委員会に私も入った。私らがそういうふうにしたみたい町長はおっしゃるんですけど、委員会の中でそこにしなさいと言った覚えも全くありませんし、そういうふうな意見が出てたというふうには私は思ってないです。できるだけ町の真中に公共施設というものを置くほうがいいな、という意見はあったという中ではそういう方向で努力していこうということであったというふうに思っています。そして具体的にどの場所がいいとかこの場所がいいというような話は検討委員会では出てなかったと私は思っていますので、そこらへんはちょっとあまりにも思い込んでおられるのではないかなというふうに私は感じてるんです。ただ、町の総合計画の中では検討委員会とは関係ない場所ですけれども、一応公共施設ゾーンというのを町の方が決めておられますので、そう言った中でできるだけやっていきたい、というふうなことはあったとは思いますが、検討委員会のほうでどの場所しようとか、した方がいいとかしなさいというようなことはなかったと私は思っていますので、何かその辺で私も委員でありましたけれど、ちょっとニュアンスが違うと感じとったんです。それと私が先に質問しました委員会の事につきまして引き続いてご答弁をお願いしたいと思います。

福祉課長 構成についてでございますが、整備検討委員会については提言をいただきましたので解散ということになっています。新たな委員構成については現在まだこういう形で進めさせていただくという所までは決まっておりません。また時期についても資料の収集ということで調整

させていただく中で決めていきたいと思っております。現時点においては、構成については明らかになっておりません。

委員長 課長、時期とかメンバーの構成についてはまだ今、審議というか検討中ということであったんですけど、こういうことがあった中で再検討されるわけでございますので、開催する目安というものもまだ決めておられませんか。

助 役 少し聞いていただきたいのですが、私達は当初総合福祉会館整備検討委員会で最終的に答申いただきました選定条件のなかには、まず交通の便、そして行政機能、保健機能、福祉機能と同時に先程言われている町の都市計画マスタープランの中での公共施設ゾーンの中に位置するこの3つの条件をもって答申された。その条件を基に町としては総合福祉会館の建設用地を模索しながら進めてきた経緯があるわけです。ただここが一番適当だということで、委員会にまた議会に提案させてもらった。けれど、ここについては議会の方でダメだということでした。従って、町としてはそれならば再度住民の参加の中でやっていただく、こういうことの提案を行い、それが検討委員会に差し戻すという言い方はおかしいけれども、再度検討委員会の中で決めてもらうということになったわけでありまして。再度位置の選定を審議していただく場合には、あくまでもそれなりの条件が必要であることは言うまでもないと思います。その条件については現在検討しているわけでありまして。町として3箇所か4箇所程度選定し、そのメリット、デメリットを出して、そして検討委員会に諮っていく。西谷委員がおっしゃっている場所については、今まで委員会として何回も西谷委員は言っておられるわけであって、私はその場所は選択肢の一つであると言っているわけであって、そういうことも含めて選定位置としては当然出していくと思います。整備検討委員会で審議していただいて答申をいただくという形になる。それをまた議会がその位置をだめだということになればどうにもならない。やっぱりそこで十分考えて議会の

ほうに出していただいて議会はそれを尊重する形にしていくというのが、今度改めて検討委員会で審議していただく内容であると思うのです。検討委員会が決めた位置がだめだということになれば、行政が主導でやったらいいわけです。そういうことやなしにこれからは、住民と行政が協働でやっていこうという時代に入ってますから、やっぱり住民の意見も十分聞いて住民に判断してもらうというのが一番これからの行政を進める施策の中での方針であると思います。町長も言っておられる「人にやさしいまちづくり」、これが住民サイドのまちづくりだと思いますからそういう事も含めて住民サイドで検討してもらい、その資料を提出するための準備を行っている最中でございますので、いつにまでやってもらえるかという日にちは限定できないと思います。相当な時間が必要となる思っておりますが、できるだけ早い時期に提出を行い、早く整備検討委員会に諮ることにしたいと考えております。

委員長 西谷委員が発言されたのは厚生委員会としての希望も少しはあるじゃないかと、それを委員会でどう取り扱って検討委員会のほうへお願いをするかといえ、全てを決定せよというわけではなかったんじゃないかと私は理解したんですが、木田委員さんはどのようにお考えになっておられるかちょっと考え方をお聞かせ下さい。

木田委員 私は総合計画の委員として参加させてもらいまして、そして公共施設ゾーンとか、斑鳩町の総合計画の中で示された、それはやはり尊重するという意味において、やはりあの場所が初めの計画では借地ということで、借地ではいかんということですね、それならば場所も4000㎡では狭いというような意見もあった中で、私はやはり場所的なことはあれでよかったのではないかなと、今更むし返しても仕方ないけど、しかしそれではイカンということでみなさんのご意見がそうなったということで、そしたら3カ所、4カ所の場所を選定するには一年では難しいと思います。5000㎡もの用地を確保しようと思った



委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

西谷委員 今、ISO14001の取得するために職員研修をするために補正するということですが、本来こういう事業というのは補正予算でやるべき性質のものやないかと、どういう理由でこういうことになったのかお聞きしたい。

環境対策課長 この関係につきましては14年度を目標といたしまして計画されておったものでございますが、13年度中にするという事が決まりました時期的に前倒しという形で処理させていただいたということです。

住民生活部長 14年度中に取得を目指して取り組むという考え方でございまして、14年度中に取得を目指して取り組むことといたしましても、こういう研修等を事前に行っておくということが、14年度の取得を目指してそういうスケジュール的にもスムーズに行くということで今課長が申し上げましたようにこの研修等につきましても13年度の予算に計上をお願いし、そういう形で14年度中のISOの認証取得を目指して取り組むということで補正をお願いしたということでもあります。

西谷委員 12月議会で補正をするということですが、今言われた14年度に認証取得を進めていったら、その前に13年度でもっと詳しい受け入れ体制の職員の研修はせなあかんことが分かってということなんですか。

住民生活部長 13年度におきましても今、14年度に認証取得を目指しておられます奈良県の職員の方にも来ていただく研修を受けました。その中で当初我々といたしましては、14年度中にそういう形で研修等も含めて認証取得が可能であると計画をたてていたんですけど、そういう県

の取り組んでおられる方の研修を聞かせいただく中で、そして先進地等もいろいろお聞かせ願う中で、当然そういう研修をしていたら14年度中の取得は難しいという事で、一応12月という形でさしていただいたんでご理解いただきたいと思えます。

里川委員 今のISOの問題なんですけれども、認証取得を受ける範囲ですね、本庁だけですか、出先の方の関係はどんなふうに考えておられますか。それと本庁ということは我々議員も議会の方に席をもっておりまして私達も部屋もそしてロッカーも持たしていただいているような状況にある中で、やはり我々としても研修費組んでいただいているんですけれども、こういった所にも参加をさせていただくほうがいいのではないかというような議員の声もありまして、この研修の形態ですね、私達がそちらに参加させていただくという形をとるべきなのか、どんな研修になっているのか、ちょっと形態が分からないのでただ、我々も受ける必要があるのではないかということの中では、その辺りもお聞きしておきたいなと思ってます。

それと、保育所の管外保育が増になったということなんですが、ここについて管外保育の数、人数をトータルでどれだけになるのか、それに対比する意味で受け入れは何人やっているのかということもあわせて教えていただきたいなと思えます。

それと続いてもう一点、今住民課の方からもご説明ありました国民年金なんですけど、今後の動向を見る中で年金と保険料の支払を免除する事ができる要綱がありますね。そのなかには法定免除と申請免除があると思うんですけど、これらの手続き的については今後はどんなふうになるのかということをお聞きしておきたいと思えます。

環境対策課長 ISO関係につきまして、受ける範囲になりますのは、本庁と保健センターでございます。それと自治体が認証取得をする場合職員の意識向上、意識統一というものが必要になってきまして、気運を高めるため、まずISOの本質、必要性を取得するため環境調査を行う前の

最も効果的であろうかというところから研修を開くという考えを持っております。時期的には本年度中、一般職員につきましては3回を予定しております。議員さんにあります3回は同じ内容のやつを開くという形になりますので、日程等決まりましたらご案内させていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。

福祉課長 管外保育の人数でございますが、当初15名を予定をしておりましたが、現在で40名ということでございます。それから各市町村の方へ管外保育をしていただいているわけですが、受入れの方につきましては手元にはございませんので、後程他市町村から斑鳩の方で移っていただきました人数につきましてご説明させていただきます。

住民課長 年金免除につきましては、今おっしゃっていただきましたように法定免除と申請免除がございまして、法定免除につきましては届け出のあるなしに関わらずその要件に該当すれば免除は発生するということになります。これにつきましては届け出が遅れた場合についても要件に該当した日の翌日から申請免除につきましては、社会保険庁に申請をして承認を受ければ1年間免除という形になります。平成14年度の見通しにつきましても制度等については変わりません。

里川委員 事務の取扱いの中ではそしたら町の窓口の方で申請が行われるのかどうか、今後変わっていく中でそのところが知りたかったです。

住民課長 一応14年度以降につきましても申請等につきましては町の方の窓口でさせていただきます。

里川委員 それやったら安心しました。ISOの事につきましてはやはり我々の意識としてもまた他の議員さんからも声がありましたのでお知らせの方、お願いしたいと思います。

福祉課長 管外保育の逆の斑鳩町での受入れでございますが、隣接町村等から8名の受け入れをさせていただいております。

里川委員 この数字を見て心配するわけなんですけれど、今ひょっとして斑鳩町、この15名の予定だったのが40名まで管外保育の方に行ってるということでは、町の保育所がかなり定員まできているのではないかなというふうに心配なことはないのかと感じたんですけれど、待機児童っていうのは今現在どうなっているのか、あるのかどうか。それと一時保育ですね、きちっとしていただける状態にあるのかどうかということを探ねておきたいと思います。

福祉課長 定員でございますが、今現在一杯という状況ではございません。人数的には受け入れをさせていただいております。ただ、年齢によってぎりぎりのところもございますし、空いてるところもあるという状況で、待機児童についてはないということでございます。一時保育については全てお預かりさせていただいております。

委員長 暫時休憩します。（午前10時26分）

委員長 再開いたします。（午前10時44分）

里川委員 ISOに関してなんですが、進めていっていただいている、予算も環境対策課のところまで上がっていると思うのですが、問題としては全庁舎を対象ということの中では、今後事務手続きとかいろいろな進め方の中で、すでに認証取得したところを見てましても、フロヘチャートをつくってすごい項目を多いみたいですし、作業量が多いと思うのですが、これの取り組みに関しては環境対策課だけでやるものになっているのか、全庁的にやるとなればどういうふうな取り組みになっているのか、それと職員の安全衛生管理規則の中にある衛生委員会ですね、こういったところの関連を確認させていただきたいのですが。

総務部長 この関係については全庁的な取り組みということの中で、予算は環  
対の方で取っておりますが、3課が主幹ということで、環境対策課、  
企画財政課、総務課、いわゆる人事面、財政面、庁舎管理といった関  
係がありますので、3課が主として取り組んでおり、その中で全庁的  
に職員研修等々についてこれから取り組んでまいります。  
それから安全衛生委員会の関係につきましては、今のところ特段考え  
ておりません。

里川委員 そうすると、その3課が全体的に取り組むのか、今の段階では担当  
を決めて担当者の方で進められているのか。これはすごい事務量大と  
思いますので。それからこの中では目標を決めて1年ずつ目標どおり  
できたかどうか、チェックするのですよね、そして3年経ったら更新  
ということになるわけですね、非常に目標どおり行っているかいつて  
いないか、そして行かなかったらなぜ行かなかったのかということな  
ども含めて、かなり事務量としては大きなものになると思うので、今  
後の動向も含めて今現在どういう動きをとっておられるのか。

総務部長 今後どう取り組んで行くべきかということで、そういった中で補正  
予算の中で組まさせていただいているものもありまして、特に職員の資  
質向上、町長以下職員が認識を持つことが一番大事でございますので、  
今現在そういったものについてどうすべきか検討しておるところで  
す。ただその3課だけでなく、レベル的には皆それぞれ職員一人同じ  
だということで、そのような気概の中でやっていくということの中で、  
まずそういう意識を持っていただくにはどうしたらいいかということが  
重要であると考えています。

里川委員 私が聞きたかったのは各課で担当を決めて取り組んでおられるの  
か、全体で取り組んでおられるのか。各課に担当がおられるのかと  
いうことを含めて、今後の動向を聞きたかったのです。

総務部長 3課が幹事的な役割を果たしておりまして、プロジェクトチームというものを発足させていただいております。そうした中で課長補佐レベルの中でそういった事務作業をやっていただく中で進んでおります。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
議案第38号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するということよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することといたします。

次に、報告第11号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）、並びに報告第12号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。理事者より一括して説明を求めます。

環境対策  
課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、当委員会として了承するということよろしいで

すか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することといたします。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

木田委員 まず、県道大和高田斑鳩線の跨線橋の橋脚補修工事が、6月1日から12月中頃まで修理が掛かるということでしたが、それが終わっているのかどうか。

それと、今年度よりリフト付きマイクロバスの運行が行われているのですが、その利用状況はどうなっているか教えていただきたい。

それと、ごみ有料化の財源によって実施されるということで、ごみステーションの設置状況について、4月23日に今年度5箇所を予定しているということで、その内高安睦と芝の口2箇所決まっております、法隆寺第3団地で2箇所予定しているということで、その内1箇所分が決まらなかったということなんですが、それらについてどのような状況にあるのか。

それと、合併浄化槽の9月に補正された5人槽5基、7人槽5基の申込状況についてまだ余裕があるのかどうか。

それと、斑鳩小中学校に設置されたごみ処理状況とその処理されたものの利用状況についてお聞かせ願いたい。

環境対策課長 まず1点目の橋脚補修につきましては、12月28日をもって完了されると聞かされております。

それと、ごみステーションの関係につきましては、予定しておりました2つの自治会については全て設置完了しております。残りにつきましては打ち合わせ等により今のところは進んでおらない状態です。

それと、合併浄化槽の10基をとった後、また10基の補正を組ませていただきましたが、20基全て予約を終了しております。

それと、生ごみ処理機の関係ですが、現在順調に進んでおりまして、できましたごみにつきましては学校菜園、植木等に利用されております。

福祉課長

リフト付きマイクロバスについては4月から申し込み制度ということで、各関係団体、個人からご利用いただいておりますが、平均いたしますと月10回から12回でご利用いただいております。その中には両憩いの家への送迎、それから障害者の方が遊びの中で過ごしていただくということで、11月現在で76回運行させていただいております。利用人数については1,822名の方がご利用いただいております。内容につきましては、今申し上げましたように両憩いの方に老人クラブの方がご利用されており、町内の公共施設等についての利用、また各団体の慰安旅行を兼ねたもの、小地域福祉会の活動もこのバスを利用していただいております。障害者関係ですが、福祉作業所、虹の家の関係の方が各種大会や余暇についての1泊の研修についてもこれを利用していただいております。あと各種福祉の関係団体が研修されるについてもご利用いただいているという状況でございます。

環境対策  
課長

合併浄化槽の関係ですが、委員さんより余裕があったというようなことですが、先ほど申し上げましたように20基受付を全て終了しておりますので、現時点では余裕がございません。

木田委員

合併浄化槽から言わせてもらいますが、補正予算を組まれた段階で、余裕がないということは、3月いっぱいまで日数がありますが、その予算の組み方について余裕を持ってしたほうがよかったのではないかと思います。公共下水の入らない場所ということに限定されておってもこうして補正組んでもすぐになくなるということは、また補正を組まれ

る予定があるのかどうか。

それとごみステーションの件ですが、4月段階で5箇所と言っておったのが、今2箇所完了したと、あと5箇所予定しているけど3箇所については進んでいないというふうな状況ということなのですが、その法隆寺第3団地の中で進んでいない理由についてお聞かせ願いたい。

環境対策  
課長 合併浄化槽の関係については今まで国の方の補正が2回ほどございました。それが完全になくなったという状況の中で、今回につきましては県内の余裕のあるところというものを探していただく中で、当時10基ができたというところがございます。そのことから14年度につきましては、現在20基を予定しているところがございます。また補正にあたりまして、斑鳩町の広報紙等によりまして実態調査をいたしまして把握する中で増額させていただいた経緯がございます。

それとステーションの関係ですが、やはり道路等のコーナへとか河川の上とかがございまして、なかなか住民の方の理解を受けるまで至らないということもございます中で、若干遅れているようなことがございますので今後協議してまいりたいと思います。

委員長 すでに完了した2つの自治会の名前は。

環境対策  
課長 法隆寺と睦自治会でございます。

西谷委員 関連でお聞きしたいのですが、リフト付きマイクロバスの運行の中で憩いの家の送迎とか町内の公共施設の送迎とかは分かるのですが、この慰安旅行とか1泊の研修に使われるということは、どういう所へ行かれるのですか。

福祉課長 これについては研修を兼ねている1泊というもので、その中で距離も300キロを限度として決めさせていただき、その範囲の中で研修

していただくものについてでございます。

西谷委員　これは往復300キロということですね。それと実際に研修を兼ねたということの中で、1泊の研修で利用された団体、研修内容が分かっている範囲で教えてほしい。

福祉課長　その研修の中身等利用されておられる方について資料を持ち合わせておりませんので、後報告させていただきます。

西谷委員　次回までにどういう団体がどういう所へ行ったかという明細をお願いしたいと思う。この間住民の方から町の方で町へ言ったらタダで温泉へ連れて行ってもらえると聞いて、そんなことはないやろという話をしていたのですが、なぜそんな話が出るのかなということの中で、たぶんこういうことが住民の中で伝わってそういう話になったと思いますので、次回までに資料をお願いしたいと思う。それとこれまでにリフトバスの運行について掛かった費用について出してほしい。

福祉課長　リフトバスについて利用されるときに、使用料であるとかそれらの費用については利用者負担と言うことで、町の方では人件費と燃料費を負担させていただいております。

委員長　明細で人件費と燃料は町のようなので、後は往復に掛かる経費というのは利用者の負担ということで・・・  
暫時休憩します。（午前11時06分）

委員長　再開いたします。（午前11時07分）  
リフトバスの資料については次回に提出していただきたいと思えます。

里川委員　私以前から知っていることなんですが、粗大ごみと特定家電4品目

の運搬料ですね。条例で定められてから、生活保護家庭に対する減免というのをきちっと設けていただけてなかったという話の中で、そういう方向を見いだしていただきたいというお願いをさせていただいていたと思うのですが、このことについてどういうふうになっているかということ。

それから、これまで国民健康保険の短期被保険者証のことについても言ってきたと思うのですが、前の時には斑鳩町といのは短期被保険者証の発行が多いという発言をさせていただいていたと思うのですね。ただ分析させていただく中では、各自治体が被保険者に対して徴収に絡んでの相談業務やるわけですね。相談中であるとか、その方が居所不明となっているということの中で、保険者が保険証を保管するという状況が発生するわけなんです、その中の数字を見てみますと、斑鳩町の場合は相談件数をはるかに上回る短期証の発行というのをやっているのですが、全部自治体見ていきましたら、私は思うのですが、相談件数が多くて、相談はのっているけれども、短期証の発行といのはその中でどうしても発生してくるというような状況で、相談件数の方が多という自治体が多いわけです。けれども斑鳩町の場合は相談件数が少ないにもかかわらず短期証の発行が多いというような状況になっていることの、これ私自動的に短期証か発行されていないかそのところ心配なところなので、そのところお聞きしておきたいと思えます。

健康推進  
課長

国保の短期保険証の件でございます。数値的には他町村と比べて多いということですが、まず発行するマニュアルは要綱でつくらせていただいた内容についての発行をさせていただいております。相談件数はこちらの方から呼びかけで毎回やっているわけですが、なかなか相談に応じていただけないというのも確かにございます。まず滞納者に対しての取り扱いになるわけですが、やはり生活に苦しい中でも納めになっておられる方と、悪質ではないけどもなかなか払っていただけない方もおいでになると思います。全てを悪質とい

う捉え方をしておりませんので、相談していただければその方に応じた納付回数なり、納められない理由があれば次回の時に収入が入ったときというお話もさせていただいて、弾力的な相談をさせていただいております。相談に応じになっていただかなくても、滞納額の基準がございますので、それに基づいた3か月、6か月の短期保険証に移っております。国の方では資格証に切り替えるという指導もあるわけでございますが、斑鳩町といたしましては資格証の発行の要綱もつくっているわけでございますが、今はこの短期保険者証の要綱で運営をしていきたいと考えておりますので、納税者の公平を図る中で我々もいたしましてもそういう手だてをしなければならぬ苦しい立場もあるわけでございますので、そういったこともご理解いただきながら、納めていただく方のバランスもありますので、それらも考えて、できるだけ役場の税なり国保の担当の方へ相談していただけたらなと思っております。

環境対策  
課長

粗大ごみのリクエスト関係についてでございますが、リクエスト関係は町職員以外の者が徴収に行かれるということでございます。生保所帯というものは公に表面的に出てくるというところから、まずプライバシーの関係というものが出てくるわけでございますので、現時点では減免につきましては考えておりません。

里川委員

全国的な状況を見る中ではこの粗大ごみ、特定家電4品目の運搬料を減免しているという自治体があるのです。さらにリサイクル料も含めた形で減免しているような自治体もあるということだけは声を大きくしていっておきたいと思っております。粗大ごみにつきましても、かなりの金額の負担になるのではないかと思いますので、今後も私自身研究していきたいし、発言もしていきたいと思っております。

短期被保険者証の方なんですけど、ここに斑鳩町短期被保険者証交付取り扱い基準というのをつくっていただいているということで、この中では短期被保険者証から普通の保険者証に戻すのはハードルがある

わけです。だから相談に応じたからと言って、普通の保険書を返していただくということでもない、いうふうにこの基準から行くとそういうふうに考えているところなのですが、これは非常に厳しい状況だなど思っているのですが、この中で奈良県の10市37町村の中で、現在資格証を発行しているのは3市町村あるわけですが、ほかのところは資格証は発行しておりませんし、短期証も発行していない自治体は奈良県には7町村あるわけですが、この中で資格証を発行してはならないという場合があると思うのです。その資格証発行してはならない場合と、短期被保険者証を発行してはならないというのは重なるのかどうか、この辺の取り扱いは別なのかどうか、それと特別な事情のある世帯というこの見解を確認させていただきたいと思う。

健康推進課長　　まず法では資格証を発行せよということになっております。それについては前年度の保険料1年分に対して未納の分については資格証を発行するという法改正がされたところですが、運用といたしましてはそこまでいたしておりませんが、今まで使っています短期被保険者証で当分の間運用していくという形でさせていただいております。

里川委員　　私が一番聞きたかったことを答えていただけなかったようではありますが、国が定めています公費負担医療の対象者についてですが、老人医療、保守保険の養育医療、難病医療、慢性腎炎などといった高額長期に渡る高額料などを受けておられる方、こういった方について、今現在斑鳩町には短期被保険者証はこういった対象の方にも発行しているのかどうかということを確認させてください。

健康推進課長　　そういった症例をお持ちの方ということは、届けていただけましたら保険書等でそういった認定を受けられているかどうか把握して、老健の方についてはそういう短期被保険者証は交付しておりませんし、今言っていた特定疾病を持つ方についてもそういう措置はしていないと思っています。

里川委員 してないと思いますということなのですが、してほしくないということをはっきり言っておきたいと思います。この短期被保険者証の調査をさせていただく中で、このハードルが高いところについて基準をきちっと見させていただいて、私も先日再確認したのです。以前からずっと説明を受けている中では納付相談に応じてもらって一定の誠意を見せてもらったら普通の保険証を発行するというようニュアンスで受け取っていたわけですが、こういった厳しいハードルがあるということはい先日認識したばかりなので、ちょっと驚いているところなんです、やはりその家庭の状況などを含めて、本当に大変な状況であるとかということの中では特別な事情がある世帯というところの運用等についても融通を利かせていただきたいなと感じているところですよ。

委員長 先日一住民の方からお電話をいただきまして、厚生委員会で町営墓地について審議をしているだろうということでお話を聞いたのですが、町営墓地についての現在の進捗状況がわかれば教えていただきたいと思います。

町長 町営墓地については、13年度中に白石畑の方にお伺いしながらいか悪いかということの中で、白石畑から要望事項が上がっているのかで、やはり最終処分場等の問題がすべてが終わったとは言いきれない状況でございますし、今ご要望が出ておりますのは、白石畑の墓に対して2mの道路を付けてほしいということですが、それを付けることによってまたそういう問題がぶり返して来ないか。あるいはそういうことを十二分に検討する中で、私としましては白石畑の方に出向いていきまして、墓地として受け入れていただけるのかいただけないのかそういう話をしてまいりたいということで、年の明けた1月中には白石畑に入ってまいりたいという計画をいたしております。それまで白石畑のご意見を聞く中ではこの最終処分場の関係等についても消え

ていないという状況もございますし、このことも十二分に踏まえて掛  
からなかったら後々問題もございますし、特に今一番問題になってい  
ますのはあそこにN T T ドコモのアンテナが建って、一般質問でもあ  
ったように、そういう関係等もございますし、いずにしましても1月  
中に白石畑に入って話を聞かせていただいてご意見をいただく中で、  
町営墓地については2町から3町ということですからかなり膨大な土  
地でございますから、これらのことを考えますと、道路問題等いろい  
ろ難しい問題があります。その辺を整理していかなければならないと  
思っております。

委員長        いろいろ大変行政課題がある中で、あちこち対応が大変だろうと思  
いますが、そういった町民のみなさんの声もございますので、鋭意努  
力していただいて、町長の答弁によりましたら1月中に白石畑の自治  
会とも話を詰めていきたいということでございますので、努力をして  
いただきますようお願いしておきます。

議 長        先ほどのI S Oでの研修の件なのですが、日程が決まれば議会にも  
連絡いただけるということで、議員の参加も認めていただけるような  
道を開いていただいておりますが、ここで確認しておきたいのですが、  
議員として義務づけられた研修なのか、いや自主的な参加であるのか  
聞いておきたいと思えます。

環境対策  
課長        直接関わってくるのは議会事務局というところでございますので、  
議員さんにはあくまでも勉強という中での参加という形になろうかと  
思います。

議 長        5月19日の自治連合会の総会に参加させていただいたときです  
が、自治会長の中から、生ごみの収集日が月曜日と木曜日の方だと思  
うのですが、今までから月曜日が振替休日などで収集されていないと  
いうことで、何か考えてほしいという意見があったので、担当課とし

てどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

環境対策課長 特に平成14年度の振替祝日で月曜日が休みになるのは9日間ございます。特に夏場などはごみをおいておくという自身が不衛生という形になりますので、できるだけ祝日回収ができるように考える中で住民の方には極力迷惑を考える中で整理していかなければならない問題であろうかと思えます。

議長 祝日回収については職員の方にも負担が掛かってきますが、別の日とかいろいろ工夫する形では無理なんでしょうか。

川端課長補佐 収集のプログラムとして可燃、不燃、資源物、その他を組み合わせで収集しております。それを月火一辺にやるとなればその辺の収集時間等もあります。住民んからは午前中に早めにしてくれという要望もありますので、理屈的には1日で可能だと思えますが、そのことも含めて来年度のカレンダーを3月に配布いたしますので、その中で単に収集体系を考えてお知らせしていく、それがカレンダーが部分的に変わるということで、住民にうまく伝わらないこともありますので、できたらカレンダーどおりという形がいいかなという考えもあります。

議長 私のところでも月曜日と木曜日だと思います。他の曜日のところもある。何か所かのパターンがあると思う。だから1年の間でころっと変えるとかそういうことをされるのがいいのかなと、祝日収集をやってもらったら住民達はありがたいのですが、それについては職員のことと問題もあると思えます。ですから公平性の問題から言ってそういう方法でクリアできないのかなと思うのですが、

町長 来年度は川端補佐が言っていますように、カレンダーを作成する中で、やはり祝日に職員に出でいただいて、できれば職員が代休を取

れるような体制を組んで、来年度は9日ある関係等について4日を解消するのか、5日になるのか、そこらを担当で検討して、今おっしゃられた関係等も整理して、自治会連合会のご意見の中で回答していきたい。

委員長

その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

( あいさつ )

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時38分)